

手続きチェックシート

②亡くなられたとき

京北出張所等の窓口で行える主な手続を示していますが、全てを示しているわけではありません。
他の手続・書類が必要な場合もありますので、御理解いただきますようお願いいたします。

チェック欄	届の種類	誰が	必要なもの	窓口の窓口	担当
☐	死亡届 死亡の事実を知った日から7日以内	親族 同居者 家主等	☐ 届書（死亡診断書） ※印鑑登録証は、各自で処分してください。 ※マイナンバーカードは、返納義務はありません。	①	戸籍住民担当
☐	国民健康保険 死亡した日の翌日から14日以内	親族	☐ 国民健康保険資格確認書又はマイナンバーカード ☐ 届出人の本人確認書類（運転免許証、パスポート等） ■葬祭費の支給申請のお問い合わせ先（国保・後期医療給付事務センター：075-606-8929） ※葬儀執行者が請求人となります。 【手続に必要なもの】 ☐ 会葬礼状、葬儀社の請求書または領収書のうちいずれかひとつ ☐ 葬儀執行者の金融機関口座番号の分かるもの	②	保健福祉第一担当
☐	後期高齢者医療 死亡した日から14日以内	親族	☐ 後期高齢者医療格確認書又はマイナンバーカード ☐ 届出人の本人確認書類（運転免許証、パスポート等） ■葬祭費の支給申請のお問合せ先（国保・後期医療給付事務センター：075-606-8929） ※葬儀執行者が請求人となります 【手続に必要なもの】 ☐ 会葬礼状、葬儀社の請求書または領収書のうちいずれかひとつ ☐ 葬儀執行者の金融機関口座番号の分かるもの		
☐	重度障害老人健康管理費	親族	☐ 重度心身障害老人健康管理事業対象者証		
☐	国民年金（加入者）	親族	☐ 年金手帳 ☐ 届出人の本人確認書類（運転免許証、パスポート等）		
☐	国民年金（受給者）	相続人	☐ 障害基礎年金・老齢福祉年金は、年金証書他 ☐ 老齢基礎年金・遺族基礎年金は、年金証書他		
☐	介護保険 ※65歳以上の方及び40歳～64歳で要介護認定を受けておられる方 死亡した日から14日以内	親族	☐ 介護保険被保険者証 ☐ 各種減額証（お持ちの方のみ）	②	保健福祉第一担当
☐	児童手当	親族	☐ 対象児童名義の金融機関口座番号（普通預金）のわかるもの (申請の受付は市役所*で行っていますが、右記窓口でも申請できます) ■保護者が亡くなられた場合は、亡くなった方の配偶者から改めて申請してください。 請求手続が遅れると、遅れた月分の手当が受けられませんので、御注意ください。		
☐	子ども医療	親族	☐ 子ども医療費受給者証 (申請の受付は市役所*で行っていますが右記窓口でも申請できます)		
☐	ひとり親家庭等医療 老人医療 重度心身障害者医療	親族	☐ 福祉医療費受給者証		
☐	敬老乗車証	親族	☐ 敬老乗車証		
☐	児童扶養手当(受給者)	ひとり親家庭の父又は母、親族	☐ 手当証書		
☐	身体障害者手帳	親族	☐ 該当する手帳		
☐	療育手帳				
☐	特別児童扶養手当 死亡した日から14日以内	親族	☐ 対象児童名義の金融機関口座番号（普通預金）のわかるもの ※住民票等で確認できない場合、死亡を証する書類（戸籍抄本、住民票の除票等）		
				京都西年金事務所 ☎323-1170	

チェック欄	届の種類	誰が	必要なもの	窓口の番号	担当
☐	特別障害者手当 障害児福祉手当 死亡した日から14日以内	親族	☐ 認定通知書 ☐ 配偶者又は生計を同じくしていた扶養義務者名義の金融口座機関名義のわかるもの ※住民票等で確認できない場合、死亡を証する書類（戸籍抄本、住民票の除票等）	②	保健福祉第一担当 福祉担当
☐	被爆者健康手帳 ■葬祭料申請手続もしてください。 葬祭料支給申請	喪主	右記までお問合せください。	③	保健福祉第二担当
☐	精神保健福祉手帳	親族	☐ 精神保健福祉手帳		
☐	自立支援医療受給者証（精神通院）	親族	☐ 自立支援医療受給者証（精神通院）		
☐	特定医療費（指定難病）受給者証	親族	☐ 特定医療費（指定難病）受給者証		
☐	125CC以下のバイク、小型特殊自動車、ミニカー、特定小型原付廃車・相続申告	相続人	右記までお問合せください。	④	庶務担当
☐	水道・下水道の使用中止、名義変更	親族	☐ お客さま番号又は住所（ご不明の場合は、右記までお問合せください。）	⑤	上下水道局
☐	相続により山林の新しい所有者になったことの届出（森林法第10条の7の2第1項の規定による届出書）	相続人	右記までお問合せください。	⑦	京北・左京山間部農林業振興センター
☐	相続により農地の新しい所有者になったことの届出（農地法第3条の3第1項の規定による届出書）	相続人	右記までお問合せください。	⑧	農業委員会事務局

*京都市子ども家庭支援課分室 TEL222-3777

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 北庁舎6階

※ 上記以外の書類が必要になることがあります。

市税に関すること

☐	現所有者の申告に関すること	相続人	・現所有者の申告書 ・戸籍謄本 ・遺産分割協議書の写し（ある場合） ・遺言書の写し（ある場合） ■上記以外の書類が必要になることがあります。詳細は右記までお問い合わせください。	市税事務所 ※
--------------------------	---------------	-----	--	---------

※固定資産税（土地・家屋）に関すること

【市税事務所固定資産税室固定資産税第3担当】中京区室町通御池南入円福寺町337ビル葆光7階
（TEL：（土地）746-6451、（家屋）746-6452）

土地や建物の「相続による所有権移転登記」（R6.4～義務化）は、不動産の所在地を管轄する法務局☆に申請が必要です。

☆右京区内の不動産 京都地方法務局嵯峨出張所
右京区嵯峨天龍寺車道町33-20（TEL861-0742）